

第 4 号議案

府中市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中朝日フットボールパークに係る使用料の見直しに伴い、所要の改正を行う
ものであります。

府中市体育施設条例の一部を改正する条例

府中市体育施設条例（昭和39年4月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第8条）

府中朝日フットボールパーク使用料

名称	区分			使用料
グラウンド	A	全面使用	1時間	3,000円
		2分の1使用	1時間	1,500円
	B	全面使用	1時間	1,500円
		2分の1使用	1時間	750円
		4分の1使用	1時間	350円
クラブハウス	クラブルーム		1時間	350円
	多目的ルーム		午前9時～正午	900円
			正午～午後3時	900円
			午後3時～6時	900円
			午後6時～9時	1,300円
			午前9時～午後9時	3,600円
	会議室		午前9時～正午	200円
			正午～午後3時	200円
			午後3時～6時	200円
			午後6時～9時	300円
			午前9時～午後9時	800円

備考

- 1 Aは中学生以下の者で構成される団体以外の団体が使用する場合、Bは中学生以下の者で構成される団体が使用する場合の使用料とする。
- 2 会議室の使用料は、クラブハウスにおいてクラブルームとしての使用がされていない場合に限り、その一部を会議室として使用するときの使用料

とする。

別表第5に次のように加える。

府中朝日フット ボールパーク	1時間	全面使用	4,000円
		2分の1使用	2,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第4及び別表第5の規定（府中朝日フットボールパークに関する部分に限る。）は、令和2年11月1日以後の使用について適用する。